

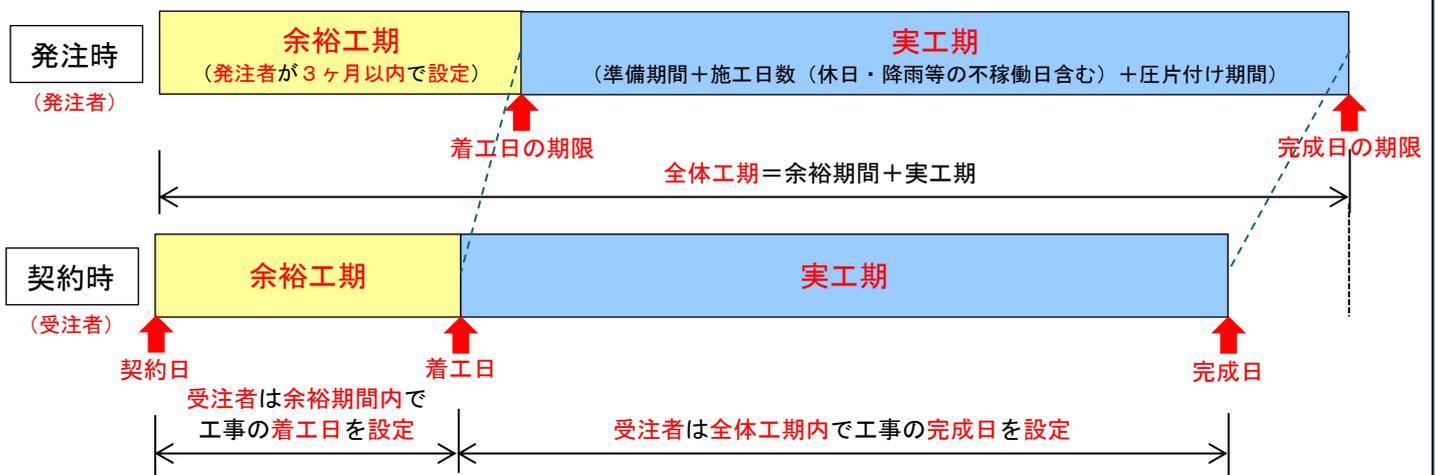
# 柔軟な工期設定（余裕期間制度）

## 1. 余裕期間制度の概要

建設業は就業者数が減少しており、限られた人材等を有効に活用するため、実工期に受注者が資機材や建設労働者などを確保するための余裕期間を加えて発注し、受注者側の観点から施工時期の平準化を図る。

### 余裕期間制度

全体工期の中で、受注者が工事の着工及び完成日を任意で選択



	余裕期間制度	通常工事
工期の設定 (発注時)	余裕期間+準備期間+施工日数 +後片付け期間	準備期間+施工日数+後片付け期 間
技術者の配置	余裕期間内の技術者の配置は不要	工期の間は配置が必要
着工日	受注者が契約締結の日から3ヶ月 以内で選択	契約締結の日から7日以内
完成日	受注者が全体工期内で選択	入札公告に示したとおり

## 2. 対象工事

余裕期間制度の対象となる工事は次のいずれにも該当する工事とする。ただし、余裕期間制度が適当でないと認める工事はこの限りでない。

- ・ 供用開始や関連工事等に影響を及ぼさない工事であること。
- ・ 当該年度及び翌債等で承認された期日を超えない工事であること。